

浜松医科大学学術機関リポジトリ設置要項

情報・広報企画室会議

平成 19 年 7 月 20 日

(目的)

第 1 条 この要項は、浜松医科大学（以下「本学」という。）に、本学で行われる教育・研究・診療活動によって創造された論文等の成果物を電子的に蓄積・保存し、学内外に無償で公開するための、浜松医科大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 リポジトリは、浜松医科大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）に置く。

(庶務)

第 3 条 リポジトリに関する事務は、学務部学術情報課において処理する。

(雑則)

第 4 条 リポジトリの運営に関し必要な事項は、附属図書館運営委員会の議を経て附属図書館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 19 年 7 月 20 日から施行する。